

監査公表第 688 号

住民監査請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により，標記の請求に係る監査を行いましたので，請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 26 年 1 月 28 日

京都市監査委員	大 西	均
同	久 保	勝 信
同	西 村	京 三
同	海 沼	芳 晴

住民監査請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

第 1 請求の要旨

1 はじめに

京都市宝が池公園運動施設は，京都市が設置する運動施設であるところ，当該施設の管理運営については，「京都市宝が池公園運動施設条例」によって定められている。

当該条例によれば，施設内の球技場等（球技場，テニスコート，A 会議室及び B 会議室並びに構内地）については指定管理者制度によって管理がなされているが（同条例 3 条），少年スポーツ広場及び子ども体育館は，教育委員会が管理を行うこととなっている（同 12 条以下）。

しかしながら，教育委員会は，少年スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という。）の運営管理を京都市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）及び同団体会員によって構成された管理運営委員会に条例等の根拠なく委託し，財産管理を怠っていることが明らかとなった。

また，京都市は，京都市スポーツ少年団に対して京都市スポーツ少年団育成事業として年間 150 万円の補助金を交付しているところ，同団体は毎年 150 万円を超える 300 万円以上の繰越金を計上しており，平成 24 年度京都市包括外部監査によって補助金交付の必要性について検討すべきとの意見が付されたが，今般その決算書において教育委員会が管理しているスポーツ広場の駐車場の管理費を計上していることが明らかとなった。京都市が管理運営すべき施設について民間の団体が経費を計上することなどありえず，当該経費は架空であるといえる。

そうすると、実際には繰越金額はより高額であり、虚偽の実績に基づいて補助金交付を受けていたのであるから違法であるといえる。

したがって、請求者らは、上記各事実がいずれも違法な状態にあるため、その是正を求めて本監査請求を行う次第である。

2 財産管理を怠る事実

- (1) 請求人らが所属する京都・市民・オンブズパーソン委員会は、スポーツ広場の使用状況及び年間のスケジュールについて、どのように決められているかを確かめるため、京都市に対して情報公開請求を行った。

そうすると、使用状況や年間のスケジュールに関して、教育委員会が作成した文書は存在せず、代わりにスポーツ少年団が提出した年間スケジュールのみが公開された（事実証明書1，2）。

条例では、使用資格については、京都市内の小中学校以外が使用する場合には教育委員会が適当と認めた団体でなければならないところ（13条）、教育委員会がスポーツ少年団を適当な団体と判断したことを示す文書は存在していない。

また、スポーツ広場使用について教育委員会の許可を受けなければならないとされているところ、教育委員会が上記年間スケジュールについて許可したことを示す文書も存在していない。

そうすると、本来京都市の財産であるスポーツ広場の管理について、教育委員会はその管理を怠り、条例に基づかずにスポーツ少年団に全て委託してしまっていることとなっている。

- (2) このような条例に基づかない管理は、京都市の財産たるスポーツ広場を特定の団体の恣意的な運用に任せることとなってしまう、公有財産の管理として不当であることは言うまでもない。

この点、京都市民が、スポーツ広場の使用を求める旨の連絡をしたところ、ホームページ上では、宝が池公園運動施設についての問い合わせは、075 313 9131と記載されており（事実証明書3）、これは指定管理者である京都市体育協会の連絡先であった（事実証明書4）。そして、当該体育協会は、こども体育館に連絡するようにとのことであったので、これに電話した。しかし、こども体育館からは教育委員会の体育健康教育室に連絡するようにと言われた。

そして、同体育教育室の担当者である井上氏に連絡したところ、管理運営委員会な

る民間の団体に委託しているとのことであり，具体的には野球についてはa氏，サッカーについてはb氏なる人物に問い合わせるようにとのことであった。

調査の結果，両者はともにスポーツ少年団に加入するチームの関係者で，a氏はスポーツ少年団の副本部長であることが明らかとなった（事実証明書5）。また，管理運営委員会は，c氏なるスポーツ少年団の本部委員が委員長を務めていることも明らかとなった。

以上のことから，実態としてもスポーツ少年団の加入者によって構成されている管理運営委員会なる民間団体が運営を行っていることが明らかである。

なお，教育委員会は，情報公開請求に対して「利用者の決定は先着順又は抽選で行っている」などと記載しているが（事実証明書6），上記のような事実からすればスポーツ少年団の一存で使用者が決められていることは明白である。

- (3) このように実質的にスポーツ少年団に使用を任せることとなれば，公共施設たるスポーツ広場を使用するにあたってスポーツ少年団への加入が不可欠となってしまう，特定の団体への加入を義務付ける結果となってしまう不当である。

さらに，このような民間団体に使用を任せることで以下のような重大な問題が発生している。

すなわち，平成24年12月に行われた衆議院議員選挙において，管理運営委員会名義で「dボランティア後援会に関して 電話支援依頼に付いての詳細」と題した書面がスポーツ少年団加入の各チームに配布された（事実証明書7）。

当該文書は，dボランティア後援会は，当時衆議院議員選挙に立候補していたe氏を支援するための組織であり，選挙事務所において電話かけを依頼するための要請文であった。

この文書の中には「e先生のおかげでこれまで京都市宝ヶ池スポーツ広場をスムーズに利用出来ている日頃の感謝の意味を込めまして，スポーツ広場を利用しているスポーツ少年団が募り，京都市教育委員会・体育健康教育室に託されている我々管理運営会がdボランティア後援会として電話支援にかけつけます」と記載されている。

そこで，スポーツ少年団，管理運営委員会及びd後援会の各関係が問題となるところ，京都市長のブログによれば，「京都市スポーツ少年団の指導者の方々を中心に活動されているdの集い」とあり，上述のa氏がdの会長であり，スポーツ少年団（省略）のf氏も参加しているようである（事実証明書8）。なお，e（省略）も出席して

いる。

また、この集いには例年スポーツ少年団（省略）が参加しているようである（事実証明書9）。

以上のことから、スポーツ少年団の副本部長のa氏がdの会長であることが市長のブログから明らかとなり、管理運営委員会の野球についての責任者もa氏であることが教育委員会体育健康教育室との電話で明らかとなった。

そして、上述の電話支援依頼についての文書によって管理運営委員会がdボランティア後援会となっていたことが明らかとなっている。

そうすると、三者の関係は全て結びつくこととなり、これらは一体となっていたと言わざるを得ない。

(4) このような三者の関係を前提にスポーツ広場の管理運営の実態を検討すると、以下のような構図がみてとれる。

- ・スポーツ広場は、管理運営委員会が管理運営しており、実質的にはスポーツ少年団内部によって使用者及び日程が決められている。

- ・野球及びサッカーチームがスポーツ広場を利用するためには、スポーツ少年団に加入しなければならない（左京区で他に野球及びサッカーチームが利用できるような公共施設はない）。

- ・管理運営委員会がdボランティア後援会としてスポーツ少年団所属チーム関係者にe氏の選挙に関する電話支援を求めた。

- ・電話支援について強制的な文言の記載はないが、電話支援を拒否することは、事実上今後チームがスポーツ広場を利用できないことを意味するため、所属チームは電話かけに参加することを余儀なくされた。

したがって、実質的には、公共施設たるスポーツ広場を利用するためには自ら思想信条や支持政党とは無関係に、特定の選挙立候補者の支援をしなければならないような状況にあったといえることができる。

以上のことからすると、教育委員会が条例に基づいた管理運営を行っていないことによって、京都市内の小中学生らが所属する野球及びサッカーチームの関係者が自らの思想信条にかかわらず特定の候補者の支援をしなければならない事態になっているのであり、実質的にも看過できない事態となっている。

3 補助金交付の違法性

- (1) 次に、京都市は、スポーツ少年団に対し、京都市スポーツ少年団育成事業補助金として年間150万円を交付している。

スポーツ少年団の決算資料をみると、毎年繰越金が発生しており、平成23年度は318万円、平成24年度は338万円となっている。

これに対し、平成24年度の京都市包括外部監査は、以下のように意見を付している(98頁)。

【意見】

財政状態が健全な団体で、予算書の予備費・決算書の繰越金に満たない額の補助金については、団体の活動の維持発展に寄与するものとして必要かどうかについて検討すべきである。

そうすると、決算書記載の内容に基づいても見直しを迫られるべき補助金であったと言える。

- (2) ところが、スポーツ少年団の当該決算における支出内容をみると、スポーツ広場・こども体育館駐車場管理運営として年間50万円余が支出されていることとなっている(事実証明書10, 11)。

これまで述べてきたとおり、スポーツ広場は京都市の管理する施設であり、条例上当該管理は教育委員会が行うこととなっており、スポーツ少年団において経費が発生する余地がない。

したがって、かかる経費は架空のものといえ、繰越金を過少に示したものであるといえることができる。

- (3) この点、京都・市民・オンブズパースン委員会が情報公開を行った際に教育委員会は、以下のような趣旨の説明をしている。

すなわち、スポーツ少年団からは運動場を使用する際に駐車場の整理や草刈り、清掃作業をしてもらった関係者等に謝礼を支払っていると説明を受けているとのことである。

しかしながら、請求者らが、実際に駐車場の清掃作業に参加したサッカーチームの保護者に確認したところ、当該作業はボランティアとして行われており、謝礼を受け取ったことは一度もないとのことであった。

したがって、このような管理運営費用は発生していない。

- (4) 以上のことからすれば、スポーツ少年団は架空の経費を計上して繰越金を過少に提

示してきたものということができるが、このような運用が過去から延々と行われてきたのであれば、実際の繰越金は338万円に過去の駐車場管理運営費用の累計を加えた金額にならなければならない。

そうであれば、実際には包括外部監査が意見を付した内容よりもはるかに巨額の繰越金が発生していることが考えられ、補助金を交付する必要性は全く認められないこととなる。

- (5) さらに、京都市補助金等の交付に関する条例の22条(1)は「偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けようとし、又は受けたとき」には、補助金等の交付の決定を取り消すことができるとしている。

そうであれば、上記の虚偽の報告による補助金の交付は取り消されるべきものである。

4 結論 求める措置

以上のとおりであるから、請求人らは、京都市監査委員に対し、

スポーツ広場という公有財産の管理を怠っている事実について違法性を確認したうえで、市民が公平に施設を利用できるよう適正な管理運営を行わせるなどの勧告をし、

スポーツ少年団への京都市スポーツ少年団育成事業補助金については、平成25年度以降の交付について制度の廃止をするか、これを差し止めるなど適切な措置をとるよう勧告することを求める。

請求者らは、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求いたします。

第2 請求者

京都市西京区 A

ほか3名

事実証明書の目録

- 1 宝ヶ池少年広場年間使用日程表(2011年4月~2012年3月)
- 2 同上(2012年4月~2013年3月)
- 3 京都市ホームページ「施設情報(スポーツ施設)」
- 4 (財)京都市体育協会ホームページ「西京極総合運動公園」
- 5 平成23・24年度京都市スポーツ少年団 本部役員
- 6 不存在による非公開決定通知書

- 7 d ボランティア後援会に関して
- 8 門川大作オフィシャルサイト「2013年11月」
- 9 同上「2011年11月」
- 10 平成23年度京都市スポーツ少年団決算書
- 11 平成24年度京都市スポーツ少年団決算書

京都市監査委員様

2013（平成25）年11月29日

以上

- 注1 個人の氏名及び団体名の一部を記号化し，役職名の一部を省略した。
- 2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。
- 3 平成25年12月12日付けで提出された「住民監査請求の補正についての回答の訂正」の内容を反映させている。

請求人に対する監査結果の通知文

監 第 5 6 - 1 号

平成 26 年 1 月 28 日

請求人 様

京都市監査委員 大 西 均
同 久 保 勝 信
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成25年11月29日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）について，監査の結果を同条第4項の規定により通知します。

第1 請求の要旨

1 本件広場の管理運営について

- (1) 京都市宝が池公園運動施設条例（以下「運動施設条例」という。）によれば，宝が池公園運動施設の少年スポーツ広場（以下「本件広場」という。）は，京都市教育

委員会（以下「教育委員会」という。）が管理を行うこととなっている。

- (2) しかし、本件広場の使用状況及び年間のスケジュールについて、請求人が教育委員会に情報公開請求を行ったところ、教育委員会が作成した文書は存在せず、京都市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）が提出した年間スケジュールのみが公開された。
- (3) 使用資格については、教育委員会が適当と認めた団体でなければならぬところ、スポーツ少年団を当該団体と判断したことを示す文書は存在せず、また、上記年間スケジュールについて許可したことを示す文書も存在せず、本件広場の管理について、教育委員会はその管理を怠り、運動施設条例に基づかずにスポーツ少年団に全てを委託してしまっている。
- (4) このような条例に基づかない管理は、本件広場を特定の団体の恣意的な運用に任せることになってしまい、公有財産の管理として不当である。
- (5) この点、教育委員会の体育健康教育室に本件広場の使用を求める連絡をしたところ、管理運営委員会（以下「運営委員会」という。）なる民間の団体に委託しており、当該団体に問い合わせるようにとのことであった。
- (6) このように実質的にスポーツ少年団に使用を任せることとなれば、公共施設である本件広場を使用するに当たって、スポーツ少年団への加入が不可欠となり、特定の団体への加入を義務付ける結果となり不当である。
- (7) また、平成 24 年 12 月に行われた衆議院議員選挙において、運営委員会名義で、ボランティア後援会に関して電話支援依頼についての詳細と題した書面がスポーツ少年団加入の各チームに配布された。当該文書は、選挙事務所において電話掛けを依頼するための要請文であった。当該ボランティア後援会は、当時衆議院議員選挙に立候補していた人物を支援するための組織であり、当該文書によって、運営委員会が当該ボランティア後援会となっていたことが明らかとなっている。

電話支援について強制的な文言の記載はないが、拒否すれば事実上今後チームが本件広場を利用できないことを意味するため、実質的には、公共施設たる本件広場を利用するためには、自ら思想信条や支持政党とは無関係に、特定の選挙立候補者の支援をしなければならないような状況にあったとすることができる。

- (8) よって、公有財産の管理を怠っている事実について違法性を確認したうえで、市民が公平に施設を利用できるよう適正な管理運営を行わせるなどの勧告をするこ

とを求める。

2 スポーツ少年団への補助金の交付について

- (1) 京都市(以下「市」という。)は、スポーツ少年団に対して京都市スポーツ少年団育成事業補助金として年間150万円の補助金を交付しているところ、同団体は毎年300万円以上の繰越金を計上している。
- (2) 平成24年度包括外部監査によって補助金交付の必要性について検討すべきとの意見が付され、見直しを迫られるべき補助金であった。
今般その決算書において、本件広場の駐車場の管理費を計上していることが明らかとなった。
- (3) 本件広場の管理は、運動施設条例上教育委員会が行うこととなっており、スポーツ少年団において経費が発生する余地がなく、当該経費は架空のものと言え、繰越金を過少に示したものである。
- (4) このような運用が過去から延々と行われてきたのであれば、実際には繰越金額はより高額であり、虚偽の実績に基づいて補助金交付を受けていたのであるから違法である。
- (5) よって、平成25年度以降の本件補助金の交付に関して、制度の廃止又は差止め等を求める。

第2 要件審査

- 1 本件請求は、教育委員会が本件広場の運営管理(以下「本件管理」という。)をスポーツ少年団等によって構成された運営委員会に委託し、財産の管理を怠っていること、及び市がスポーツ少年団に対して行う、平成23年度分、平成24年度分及び平成25年度分の京都市スポーツ少年団育成事業としての補助金の交付をもって、住民監査請求の対象とする法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為」という。)とするものであると解される。

2 上記1 について

- (1) 住民監査請求の対象となる財務会計行為としての財産の管理とは、財産自体の財産的・経済的価値に着目して、そのような価値の保持又は増加のために行われる行為をいい、それ以外の一般行政上の判断又は行為の結果としてそのような効果が生じる場合を含まない。
- (2) 本件広場は、運動施設条例による公の施設であり、その管理は、当該公園運動施

設である本件広場の管理という行政上の目的の実現のために行われているものであると解され、本件広場の財産的・経済的価値に着目し、その保持又は増加のために行われる行為とは解されず、本件管理は、専ら行政上の判断に係る行為であると認められ、財務会計行為である財産の管理に該当するとは認められない。

- (3) よって、本件請求のうち、本件管理を運営委員会に委託し、財産の管理を怠っていることを対象とする部分については、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実を対象とするものとは認められず、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。

3 上記 1 について

- (1) 本件請求の対象とされている市がスポーツ少年団に対し行う京都市スポーツ少年団育成事業としての補助金（以下「本件補助金」という。）の交付のうち、平成 23 年度分の交付については、交付年度から見て、当該行為があった日又は終わった日から 1 年以上経過した後に住民監査請求が行われているから、法第 242 条第 2 項本文に規定する監査請求期間を徒過している。また、平成 24 年度分の交付については、当該行為の時期が明らかにされておらず、当該行為があった日又は終わった日から 1 年以上経過した後に住民監査請求が行われ、法第 242 条第 2 項本文に規定する監査請求期間を徒過している可能性がある。
- (2) 住民監査請求が法第 242 条第 2 項本文所定の期間を徒過して行われた場合、同項ただし書に規定する正当な理由の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）。
- (3) 法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由について、請求人に補正を求めたところ、請求人から平成 25 年 12 月 9 日付けで、平成 23 年度分及び平成 24 年度分の補助金についても違法・不当であるとは考えているが、これらをすべて取り消し、返還することまでを求めるものではない旨の補正が提出されたが、正当な理由があるとする主張はされなかった。また、当該補正において、平成 24 年度分の本件補助金に係る支出負担行為書（平成 24 年 11 月 2 日決定）が提出された。
- (4) 提出された平成 24 年度分の本件補助金に係る支出負担行為書の決定日が平成 24

年11月2日であることから、平成24年度分の本件補助金の交付については、当該行為があった日又は終わった日から1年以上経過した後に住民監査請求が行われていることが明らかとなった。

- (5) よって、本件請求のうち、平成23年度分及び平成24年度分の本件補助金の交付を対象とする部分については、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められない。

4 要件審査に係る判断

以上から、本件請求のうち、本件管理を運営委員会に委託し、財産の管理を怠っていることを対象とする部分並びに平成23年度分及び平成24年度分の本件補助金の交付を対象とする部分については、請求要件を満たしていないものとしてこれを却下し、平成25年度分の本件補助金の交付を対象とする部分について監査を実施することとした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成25年12月26日に請求人A及び請求人Bの代理人Cからの陳述を聴取した。その要旨(上記第1と重複する内容を除く。)は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、教育委員会事務局の職員(以下「関係職員」という。)が立ち会った。

(1) 請求人Aの陳述

ア 本件広場は、教育委員会の担当であり、市の全ての子供たちに解放されて、平等に管理運営するという責任を教育委員会は負っている。

しかし、実際には、教育委員会は、運営委員会という団体に丸投げをして、実際にどういう運営をしているかすら分からないという状況がある。運営委員会を組織するスポーツ少年団が本件広場を利用する決定を実際にはしているが、どういふ方法で決めていくのかという手続すら一切文書がない。

現実には、そこが決めて運営しており、市は、管理運営の一切の責任を放棄して、なおかつそのことについて問題意識すら持たず、今日まで来ている。

イ 教育委員会は、市の行政の重要な一環を担っており、情報公開に対しても積極的に行っていく責務を負っている。

ところが、本件管理を担っているスポーツ少年団の本部役員の名前を公開請求したが、その本部長以外は全て非公開であった。

異議申立てを行った途端に、教育委員会は、一部非公開の決定を取り消して、全部を出した。問題にしない限り、全部知らない振りをしていくという姿勢である。

ウ スポーツ少年団は、役員しかおらず、その事務局は、教育委員会の体育健康教育室の中であって、市の職員がその事務を担っている。

エ 実際の運営上も、それをやっている行政の姿勢そのものについてもこのような有りさまであるから、自分から積極的に管理運営をして、子供たちに解放された広場運営を行うという責務を負っているにもかかわらず、教育委員会が管理運営を丸投げして、しかもその管理運営が不平等に行われていることを、平然と放置してきた。

オ 無責任な行政姿勢が本件広場の使用に関して選挙に利用される。つまり、本件広場を利用するという話と選挙に利用するという話を付けて運営されてきた。そのような不適切な行為が行われてきたにもかかわらず、チェックができなかった。このような教育委員会の姿勢を問題にしている。

(2) 請求人Bの代理人Cの陳述

ア 最高裁昭和62年2月20日判決や東京地裁平成3年3月27日判決を見ても明らかなおり、住民監査請求は、住民という立場から監査請求を求めるものであり、専門的知見や資料を有して財務会計上の行為を把握しているわけではなく、違法性の指摘や事実証明について厳格に解すべきではない。むしろ、住民監査請求に基づき、監査委員において当該事案の問題点を深く掘り下げることがこの趣旨に沿うと考える。近時、監査委員において、住民監査請求について事実証明がなされていないとの理由で却下するケースを散見するが、マニュアルやしおりを作成するなどして、より明確に監査委員の考えを示し、住民が起こした監査請求について判断することが本来の趣旨と考える。

イ 教育委員会は、本件広場について当初から運動施設条例の規定を無視して本件管理をスポーツ少年団に任せ、利用を自由に行わせてきた。本来、公の施設の利用は、広く市民に供せられなければならないにもかかわらず、その利用を特定の任意団体のみに独占させてきたと言え、本来利用すべき市内の小中学生がスポー

ツ少年団に加入していないことにより利用できなかった可能性が長らく放置され、その違法性は重大である。

ウ スポーツ少年団に加入すれば利用でき、スポーツ少年団への加入について特に制約はなく大きな負担にはならないとの反論が考えられるが、教育委員会が特定の任意団体のみを優遇していること自体が公平性を損なうこととなる。

スポーツ少年団が特定の政治家を支援していることは事実証明書からも明らかである。これについて、任意で参加しているのであれば問題はないとの考えもあるかもしれないが、年間の本件広場の割当についての差配の事実からすれば、この活動に参加しないと冷遇され得ると考えるのは当然のことである。

この点、仮に公務員がこのような自らの職権を利用して政治活動を行う、あるいは、政治活動に参加させることは、公職選挙法第 136 条の 2 第 2 項によって、禁止されており、今回のケースは、公務員ではないものの、公共施設の利用権限を利用しており、実質的には同等の違法性があると考えられる。

当該政治家への支援が利用条件ということになりかねず、これを黙認してきた教育委員会自体の政治的中立性を損なうこととなり、結果として市の信頼をも失うことになりかねない。

エ このように、本件広場の管理状態が違法であることは明白であり、直ちに是正を行う必要がある。当該是正については、より公平で透明性のある利用方法を模索しなければならず、監査における行政内部での柔軟な対応が即していると考えられる。

オ スポーツ少年団に対する補助金交付については、公共施設たる本件広場の駐車場の管理費用が経費として計上されていることが明らかとなった。公共施設の管理を何ら権限のない任意団体が行い、経費を支出していること自体があり得ないことであり、このような収支報告書を許容してきた市において、スポーツ少年団への管理使用を一任することありきで、黙認してきた姿勢がうかがえる。

政治的な活動や市の内部にスポーツ少年団の事務局が設置されている状況と本件補助金の交付がノーチェックで支出され続けてきた実態とを合わせて考えれば、政治的な配慮の下に優遇されてきたのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

カ このような架空経費と言えるものを含めても繰越金が発生している現状において、補助金を交付する必要性は全く認められない。本件では、平成 25 年度分につ

いては、いまだ支出されておらず、本件監査において、政治的活動を公然と行っている団体に対して、十分な余剰がある中で交付を続ける必要があるのか、経費については報告どおりの支出がなされているのか等、十分に検討し、架空の経費であるのであれば、今後の交付を差し止めるべきであると考えます。

2 新たな証拠の提出

請求人は、平成 25 年 12 月 26 日付けで、新たな証拠を提出した。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

- (1) 関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成 25 年 12 月 26 日に陳述の聴取を行った。その要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、2 名の請求人（代理人を含む。）が立ち会った。

ア スポーツ少年団について

(ア) 創設の経過

スポーツ少年団の活動は、市内の各地域に根差した市民ボランティアによる子供たちを対象にした自主的、自発的なスポーツ活動である。

地域の子供たちを対象に野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、剣道、柔道など各種のスポーツ・運動活動を指導する市民の任意の活動が、市内各地の公園や河川敷、学校の運動場や体育館などを借用して、自主的・自発的に様々に行われてきており、こうした取組は、市内のみならず全国各地の伝統的な光景として、古くから、至る所で見受けられるものである。

これは、各地域に根差した、一般市民による無償のボランティア活動であり、プロの専門家によるいわゆる有料のクラブなどとは異なり、指導者の経験や専門性も様々で、多様な実態があるが、用具やユニフォーム代、ケガをした場合の保険代などの実費以外は、謝礼や会費も取らずに行っているものが一般的である。

こうした活動はあくまでも任意のものであり、また地域ごとに、単独での小さな規模での活動が基本であり、当然ながら、組織的な背景も経済的な基盤もなく、指導者の資格や地位も多様であり、さらに責任の所在、活動場所の確保をはじめ、そのままでは、必ずしも子供たちが安心して、安定的・継続的にスポーツ活動に親しめる条件が整ったものではなく、こうした条件を整えるため

に創設されたのが、スポーツ少年団の登録制度である。

昭和 39 年の東京オリンピック開催を目前に控え、国民を挙げてスポーツ活動の振興を図ろうとする機運を受け止め、また、都市化や少子化、少年非行の低年齢化などの子供たちの教育を巡る様々な課題を踏まえ、全国の都道府県、各市町村において、子供たちが安心して、安定的・継続的に、身近な地域でスポーツに親しむための条件を整えることを通して、スポーツ活動の充実・振興はもとより、青少年の健全育成を図ることを目指して、スポーツ少年団への登録制度が創設された。

日本スポーツ少年団が昭和 37 年に、京都府スポーツ少年団と京都市スポーツ少年団など、各府県、市町村では、その翌年の昭和 38 年に創設されている。

(イ) 登録制度

スポーツ少年団への登録は、大人が少なくとも 1 人指導者となり、10 人以上の子供さえ集めれば、年間を通して誰でも登録することができる、全国共通の、極めて簡易な、また明瞭で開放的な制度であり、実際に市においても、4 月の年度当初に集中するとはいえ、現在も含めて、年中、常に登録希望を受け付けている。全ての団体が毎年新たに登録することが必要な制度であり、継続的に登録される団体が多いとはいえ、常に固定された団体によって構成される閉鎖的な制度ではない。ただし、安定的・継続的なスポーツ活動を行うようにする目的から、代表者の住所・氏名を登録して責任を明らかにし、活動種目や主な活動場所、活動の回数、傷害保険の有無、団員となる子供たちの人数・学年などを明確にして登録することが必要となっている。スポーツ少年団には、平成 25 年 12 月現在、約 250 の団体、全市で約 7,000 人の子供たちが登録されている。

(ウ) スポーツ少年団の活動

以上のように、スポーツ少年団は、市民ボランティアによる単位団体の任意の登録制度であり、活動の実態は各地域に根差した、それぞれの個別のスポーツ活動そのものにより、スポーツ少年団も、全市的な範囲で、市内各地域において様々な名称・内容・規模の団体が、自発的に活動しており、子供たちの体育・スポーツ活動の充実や武道の振興、健康の増進や体力向上、青少年の健全育成に大きく貢献している。各地域で、無償のボランティアの指導者が、900

人を超え、こうした市民の地道な努力や苦勞によって支えられているのが、スポーツ少年団の活動である。

また、各地域で活動する単位団体に横のつながりを持たせ、指導者の連携・連絡や団員相互の交流、相互研さんなどの取組を行うネットワークを形成することによって、各団活動の安定性や継続性を一層向上させるとともに、指導者の資質の向上や各団活動の充実・活性化を図ることを目指して、各種目の指導者の代表者や学識経験者などによって、全市的なネットワークの結び手となるスポーツ少年団の31人の本部役員が設けられており、毎年、様々な研修や講習、青少年リーダーの育成、交流事業などが行われている。

イ 京都市スポーツ少年団育成事業補助金について

(ア) 本件補助金の交付の目的・性質

スポーツ少年団に登録された各団の活動は、各地域の市民ボランティアによる自主的な活動であり、指導者の思いや団員の希望も多様であり、安定的・継続的な活動基盤を持たない、自主的・自発的な任意の活動に留まるものである。

実態が、各地域での個別のスポーツ活動が中心であるために、スポーツ少年団への登録制度と、全市的な横の連絡・連携のためのネットワークであるスポーツ少年団の本部役員制度を通じた、一定の働き掛けがなければ、研修や交流などの全市的な事業や活動が実施されるものではない。各地域での個別の団活動の自発性・任意性は極めて高いものがあるが、通常はそれぞれの活動で手一杯で、全市的な活動への自発性までを期待できるものではない。

このような中で、意図的・積極的に指導者の資質向上や各団相互の連携・交流等の役割を担う、特定の全市的事业を行ってもらうために、目的を限定して創設された補助金が、京都市スポーツ少年団育成事業補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づいて支出している150万円の本件補助金である。

本件補助金は、京都市スポーツ少年団育成事業補助金という名称で交付しているが、スポーツ少年団という団体の財政運営を支援する、いわゆる団体育成のための包括的な補助金ではなく、特定の事業を意図的・積極的に企画・実施してもらうための、事業促進の性質・目的を有する限定的な補助金である。具体的には、補助金交付要綱に明記された、「リーダー養成・交流事業」、「各種目内・種目間交流事業」、「指導者養成・交流事業」、「広報・普及事業」、「地域貢

献事業」の5種類の事業が補助対象事業となっている。

(イ) 本件補助金の交付について

スポーツ少年団の決算報告において、毎年 300 万円を超える「繰越金」と、「スポーツ広場・こども体育館駐車場管理運営費」という架空の支出も合わせると、巨額の繰越金が発生していることが明らかであることから、本件補助金を交付する必要性が認められないと指摘されているが、補助金が団体の財政運営を支援する目的で交付される場合に該当する指摘であり、本件補助金には該当しないものである。

本件補助金は特定の事業を促進する限定的な補助金であり、指導者講習や団員のリーダー育成、交流事業の実施など特定の事業促進のための補助事業であり、これらの事業の実施状況などによっては支出の適否や支出額の算定等を考慮することが必要になると考えられるが、任意団体であるスポーツ少年団の他の予算・決算項目とは直接の関わりはなく、繰越金の有無や財政状態によって補助金交付の必要性が左右されるものではないと考えている。

なお、当該繰越金については、本年度、スポーツ少年団において実施される、京都市スポーツ少年団創設 50 周年記念の様々な事業内容への支出によってほぼ解消される見通しであるとのことである。

(ウ) 繰越金・駐車場管理費について

監査請求において指摘があった、スポーツ少年団の決算の支出内容のうち、「繰越金の発生」及び「スポーツ広場・こども体育館駐車場管理運営費」が架空のものであるとされる点、また実際に作業に当たられた保護者の方に対する「謝礼の有無」については、あくまでも任意団体であるスポーツ少年団の内部における支出内容であり、市において詳細を把握していないのが実態である。

教育委員会に事務局が設置され、団登録の受付事務や特定の全市事業に係る補助金交付の事務など一部事務的な面での支援を行っているが、スポーツ少年団の実際の活動はそれぞれの地域における多数の各団体活動や、各団相互の任意の連携・連絡による自主的・自発的な取組が基本であり、繰越金を含む、予算・決算についても団体独自に決定されるなど、補助対象事業以外についての多岐にわたる個々具体的な活動実態全てに、行政の干渉や関与を行うことは事実上不可能であり、あくまでも限定的・部分的な支援のみを行っているに過ぎ

ない。

この点は、本件広場の管理・運営も同様の実情であり、公園など各地域で様々な場所を活用して行われている自主的・自発的なスポーツ活動と同じように、スポーツ少年団に登録された指導者に自主的・自発的な管理を委ねてきた経緯と実態があり、教育委員会による実態把握はできていない。

公共の施設である本件広場について、定期的な樹木のせん定や大規模な改修工事等を行いながら、日常的な管理・運営は直接執行できておらず、スポーツ少年団の指導者が、自主的にボランティア活動の一環として、日々の管理や使用調整、清掃・修繕・美化活動等を行っているのが実情であり、このための様々な実費相当額の経費が発生しているものと考えられる。ただし、担当者においても、こうした実態を全て把握していることはなく、あくまでも過去の例示としての説明を行ったものであり、活動の規模や内容等によって経費支出なども当然異なるものと考えられ、必ずしも全ての清掃や修繕等のボランティア活動に対して、お礼としてのジュースなどの飲料物のための同様の支出が行われているものと断定しての説明ではない。

ウ 本件管理の経過・実態について

(ア) 本件広場整備の経過

本件広場については、市内各地域における子供たちを対象にした各種スポーツ活動を行うための場所として、市において整備しつつ、主に利用されることの多い、スポーツ少年団の指導者である市民自身によって自主的に管理・活用されてきた。

本件管理の実態には、現在、左京区宝が池にある市の所管の京都市宝が池公園球技場（ラグビー場）の整備の経緯が関わっているとのことである。

具体的な経緯として昭和63年の京都国体のための京都市宝が池公園球技場の用地となるまでは、市所管の公園敷地であり、京都市宝が池公園球技場の用地は近隣のスポーツ少年団によって自主的に管理・運用される、雑草が生い茂った公園用地であり、子供たちの様々なスポーツ活動の場所であったとのことである。

京都国体の開催が決まった当時、市内にはラグビー場がなかったため、市においてこの公園用地をラグビー場として整備することが決定され、一方、ラグ

ビー場の整備が決まったとの新聞報道を知り、突然子供たちのスポーツ活動の場所がなくなることを知り、憂慮されたスポーツ少年団の指導者が協力し合い、署名運動などを行い、市をはじめ関係機関等への熱心な働き掛けを行うなどの様々な努力を行ってきたとのことである。

これらが結実した結果、当該用地の近隣にあった現在の本件広場の用地を市において代替地として新たに整備することが決定し、子供たちのスポーツ活動の場として昭和63年に設立されたのが、この本件広場であるとのことである。

(イ) 本件管理

以上のような経過によって、本件広場は、設立当時から長年にわたり、子供たちのスポーツ活動を行う、スポーツ少年団の指導者の市民ボランティアによって、日常の管理・運用が行われ、活用されているものであり、教育委員会における許可手続などの明確な定めがないまま、今日まで来ているものである。

市所管の公の施設であり、本来であれば市において管理・運用を直接担うべき施設であるが、当該施設の設立・整備の歴史的な経過等を踏まえ、教育委員会が所管する以前から、数十年にわたってスポーツ少年団の指導者の市民ボランティアによる自主的な管理・運営に委ねてきた実態があり、定期的な環境整備や清掃、大規模な補修等は市において行いながら、事実上、日常の管理・運営を市において直接執行できていない状況がある。

スポーツ少年団の登録制度が開かれた制度として、簡易な登録手続によって随時登録できることなどから、実際上は運動施設条例に規定された小・中学校や小・中学生のスポーツ活動を行う団体が本件広場を利用できないケースは限られていたのではないかと考えられるが、一方で利用手続も明示できておらず、電話での問合せにも的確に対応できず、誠に申し訳なく感じている。

なお、本件広場に関わる運営委員会という組織についても、教育委員会において実態は把握できておらず、また教育委員会と選挙活動との関係について、教育委員会においては一切関知していない。

エ 本件への見解と対応について

本件広場について、教育委員会において、運動施設条例による許可手続を経ることなくスポーツ少年団に登録する指導者に管理を委ね、使用資格のあるものが使用するための具体的な手続を定めていないことにより、スポーツ少年団に登録

していない、一般の小・中学生等が使用できない状態にあることは、適切な状態ではなかったと考えている。

今後、一般の小・中学生も利用申込みができるよう新たな手続の導入を検討するとともに、日常の管理・運営を含め、市民の皆様の理解を得られるよう、教育委員会において適切な管理運営を行うよう検討していく。

スポーツ少年団に対する補助金交付については、あくまで事業補助金であり、今後とも各事業の規模や内容・方法等を点検・精査し、予算の範囲内で適正に執行を図っていきたいと考えている。

- (2) 関係職員が行った陳述に関し、これに立ち会った請求人から、意見が述べられた。当該意見の要旨は、おおむね次のとおりである。

本件補助金の交付について、特定事業の5種類にどう使っているのか。

毎年150万を特定事業5種類で使っており、ずっと特定事業で150万を必ず使っていたことになる。余ったら返さなければならず、今まで毎年150万を出して特定事業を決めているのだから、どれだけ使ったかという話については、教育委員会は、当然、把握されているはずである。

今後、その150万が特定事業にどういう形で使われたのかということ、じかに確認したい。聞きに行ったら、特定の事業はどういうことで、毎年こういう風に見ているという話分かるような公文書を出していただきたい。

第4 監査の結果

1 事実関係及び関係職員の説明の要旨

本件監査において認められた事実関係及び関係職員の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 関係法令等の内容

本件補助金の交付に関する法律、条例等の内容は、おおむね次のとおりである。

ア 法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。とされている。

イ 京都市補助金等の交付等に関する条例

- (ア) 目的（京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金交付条例」という。）第1条）

この条例は、補助金等（特定の事務又は事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、市が市以外のものに対して交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。）の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、これらにおける公正性及び透明性を確保することを目的とするとされている。

(イ) 市長等の責務（補助金交付条例第4条）

市長等（市長及び公営企業管理者をいう。以下同じ。）は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであること及び法第232条の2の規定に基づき公益上の必要がある場合に限り交付することができるものであることに鑑み、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等の交付の目的及び効用、補助の対象となる事業の目的、性質及び実施状況、市の財政状況その他諸般の状況を総合的に考慮することにより、補助金等の公正かつ効率的な執行に努めなければならないとされている。

(ウ) 補助金等の交付（補助金交付条例第6条）

市長等は、公益上助成し、育成し、又は奨励する必要があると認める事務又は事業を行うものに対して、予算の範囲内において補助金等を交付することができ、補助金等の交付に当たっては、あらかじめ補助金等ごとに、交付の目的、補助事業等（補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。）、補助金等の交付の対象者及び補助金等の額の算定方法を定めなければならないとされている。

(エ) 補助金等の有効性及び効率性の検証等（補助金交付条例第7条）

市長等は、社会経済情勢の変化その他諸般の状況に的確に対応するために、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、廃止その他適切な措置を講じるものとするとしている。

(オ) 交付の申請（補助金交付条例第9条）

補助金等の交付を受けようとするものは、市長等が定める期日までに、別に定める事項を記載した申請書に市長等が必要と認める書類を添えて、市長等に

提出しなければならないとされている。

(カ) 交付の決定（補助金交付条例第10条）

市長等は、上記(オ)の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助事業等の目的及び内容が適正であるか否かを調査し、補助金等を交付することが適当であると認めるときは、速やかに、補助金等の交付及び交付予定額を決定するものとし、その場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができることとされている。また、補助金等の交付を不適當と認めるときは、速やかに、補助金等を交付しないことを決定するものとするとしている。

(キ) 決定の通知（補助金交付条例第12条）

市長等は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を文書により当該補助金等の交付の申請をしたもの（以下「申請者」という。）に通知するものとし、補助金等を交付しないことを決定したときは、速やかに、その旨及びその理由を文書により申請者に通知するものとするとしている。

(ク) 実績報告（補助金交付条例第18条）

補助事業者等（補助事業等を行うものをいう。以下同じ。）は、補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の実績を記載した報告書に市長等が定める書類を添えて、市長等に報告しなければならないとされている。

(ケ) 補助金等の交付額の決定等（補助金交付条例第19条）

市長等は、上記(ク)の報告を受けた場合においては、当該報告書及び市長等が定める書類の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助事業等の実績が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとするとしている。

(コ) 交付の時期（補助金交付条例第21条）

市長等は、補助金等の交付額の決定後、補助金等を交付するものとするとしている。また、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に、補助金等の交付予定額の全部又は一部につ

いて概算払又は前金払をすることができるとされている。

(サ) 決定の取消し（補助金交付条例第22条）

市長等は、補助事業者等が 偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けようとし、又は受けたとき、補助金等を他の用途に使用したとき、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、法第221条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき又は その他この条例の規定又はこれに基づく処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができるとされている。

(シ) 補助金等の返還（補助金交付条例第23条）

市長等は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとするとしている。

ウ 補助金交付要綱

(ア) 趣旨（補助金交付要綱第1条）

この要綱は、青少年の心身の健全な育成に寄与するスポーツ少年団の育成事業を支援するためスポーツ少年団の実施する事業に対する本件補助金の交付に関し、補助金交付条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとするとしている。

(イ) 交付の対象等（補助金交付要綱第2条）

本件補助金は、リーダー養成・交流事業、各種目内・種目間交流事業、指導者養成・交流事業、広報・普及事業又は 地域貢献事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付するとされている。

また、関係職員の説明によると、各事業の内容は次のとおりとされている。

	交付対象事業	内 容
	リーダー養成・交流事業	スポーツ少年団リーダーの資質向上と将来のスポーツ少年団を担う新たなリーダーの育成を目的とした事業（ジュニアリーダースクールなど）。スポーツ少年団においては京都

		市スポーツ少年団リーダー会が組織されており，リーダー養成・交流事業における活動の中心となっている。中学生以上 21 歳以下の者が対象
	各種目内・種目間交流事業	各種目における全市規模での大会（本部長杯等）や種目間の交流を目的とした事業 スポーツ少年団に登録をした団員（小学生以上）が対象
	指導者養成・交流事業	指導者を対象とした研修会やスポーツ少年団の活動に尽力された指導者への表彰及び「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき，地域・市区町村スポーツ少年団の指導に当たるスポーツリーダー養成講習会の実施等 スポーツ少年団の指導者登録をした指導者が対象
	広報・普及事業	スポーツ少年団の活動を広く周知するための広報誌等の作成
	地域貢献事業	地域における美化清掃活動等

(ウ) 本件補助金の額（補助金交付要綱第 3 条）

本件補助金の額は，事業実施に掛かる実費の範囲内とし，予算の範囲内で市長が定める額とするとされている。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，この限りでないとされている。

(イ) 交付の申請（補助金交付要綱第 4 条）

上記イ(オ)の申請は，京都市スポーツ少年団育成事業補助金交付申請書によって，対象事業実施日の 14 日前までに，事業計画書，開催要項及び収支予算書を添えて行わなければならないとされている。

(オ) 標準処理期間（補助金交付要綱第 5 条）

市長は，上記イ(オ)の申請が到達してから 14 日以内に上記イ(カ)の決定をするものとするとしている。

(カ) 事業完了の届出（補助金交付要綱第 7 条）

上記イ(ク)の実績報告は，京都市スポーツ少年団育成事業補助金実績報告書に事業報告書及び収支決算書を添えて行わなければならないとされている。

(2) 本件補助金の交付の必要性及び有効性に係る関係職員の説明

本件補助金の交付の必要性及び有効性については，次のとおり説明されている。

ア 本件補助金の交付の必要性等について

(ア) 本件補助金の交付の効用

本件補助金交付によって、毎年、補助金交付要綱に定める各種事業がおおむね定例的に実施されており、所期の目的を達成することができている。すなわち、各地域の多様なボランティア指導者が、指導者としての資質や役割・責務等を学ぶための講習会や情報交換等の取組が可能となり、各団活動の安定的・継続的な活動の推進や、体罰等の発生しない健全な活動推進に役立っている。また、団員のリーダー養成や団員相互の交流事業等が実施され、青少年の自主的なスポーツ活動の奨励・促進を図り、子供たちの発育・発達段階に応じた活動の多様化や適正化等を図り、生涯スポーツへの基礎を形成する学校体育の充実・振興を補完する大切な役割を担っている。

(イ) 本件補助金の交付の必要性

スポーツ少年団の活動の実態が、あくまでも地域ごとの任意のボランティア活動に基づくものであり、本件補助金の交付なしに、指導者講習や団員のリーダー養成、交流事業等の全市的な活動が確実かつ安定的に実施される見込みはなく、本件補助金の交付の趣旨を達成するために必要である。

イ 本件補助金の交付の有効性及び効率性について

本件補助金を交付することによって、交付趣旨や交付金額等に応じた、適切な規模・内容での補助対象事業の実施状況、収支決算状況を確認・点検できており、必要最小限の本件補助金の効率的・効果的な支出を検証できている。

(3) 平成 25 年度分の本件補助金の交付等に係る関係職員の説明

平成 25 年度分の本件補助金の交付等については、次のとおり説明されている。

ア 平成 25 年度分の本件補助金の交付

平成 25 年度は、スポーツ少年団から本件補助金の交付申請書が提出されているが、昨年度の包括外部監査の意見を踏まえ、繰越額が存在している状況での本件補助金支出の必要性の検討に時間を要し、また、本件補助金は、事業促進のための補助事業であり、繰越金の有無によって補助金交付の必要性が左右されるものではないと考えているが、住民監査請求が完結するまでの間、執行を保留しているため、現在までに交付決定は行っていない。今後、交付する場合、次のとおり、手続が行われる予定である。

(ア) 交付の申請

平成 25 年 4 月 25 日付けで、スポーツ少年団から市長に「京都市スポーツ少年団育成事業補助金の交付申請について」(交付申請書)が提出された。

当該申請書には「平成 25 年度京都市スポーツ少年団予算書」及び「平成 25 年度京都市スポーツ少年団 事業計画」が添付されている。

(イ) 交付の決定

市において、補助金申請額及び実施事業の精査を行った後、金額や事業目的等が適正であれば、本件補助金の交付決定(教育委員会総務部長決定)を行う。

額の算定方法については、過去の補助対象事業の実績やスポーツ少年団の登録状況等から、各種の補助対象事業を実施するために必要な経費相当額を算定している。

(ウ) 決定の通知及び交付の時期

交付決定後、スポーツ少年団に対して、交付決定通知を行い、速やかに補助金支出を行う。

(エ) 実績報告

全ての補助対象事業の終了後、スポーツ少年団から市長に実績報告書が提出される。

当該報告書には、収支決算書及び事業報告書が添付される。

実績の補助内容への適合確認については、補助対象事業の実施状況を実際に視察・確認するとともに、当該実績報告を受け、事業規模や内容、決算額等を確認し、必要に応じて支出書類等を点検し、補助事業の適正性等の審査を行っている。

(オ) 本件補助金等の交付額の決定等

実施事業及び決算額を精査した後、交付額の確定を行っている。

イ 平成 25 年度分の本件補助金の交付対象となるスポーツ少年団の事業

平成 25 年度分の本件補助金の交付において、その対象となるスポーツ少年団が実施する具体的事業、その実施時期及び当該事業の上記(1)ウ(イ)の交付対象事業への該当性については、次のとおりである。

(ア) 京都市スポーツ少年団ジュニアリーダースクール

a 内容 地域・市町村におけるスポーツ少年団の活性化、単位団及び将来の

後継者育成を目的として2泊3日の合宿形式で、講義や野外活動により、開催する。

b 対象 小学校5年生以上中学校3年生以下の団員

c 平成25年度実施状況

(a) 日程 平成25年7月31日(水)から8月2日(金)まで

(b) 場所 京都市野外活動施設 花背山の家

(c) 参加人数 9人

d 交付対象事業への該当性

(a) 交付対象事業 リーダー養成・交流事業

(b) 該当理由 将来のスポーツ少年団を担う新たなリーダーの育成を目的とした事業であるため

e 予算額

(a) 予算額 500,000円 実績額 512,568円

(b) 参加料(予算額) 160,000円 実績額 31,000円

(イ) リーダー会事業

a 内容 スポーツ少年団に所属する小・中学生を中心としたジュニアリーダーに、子供たち自身による自主的・主体的な活動を企画・運営することを通じて青少年リーダーの育成を図る事業。年間を通じて不定期で集まり、ジュニアリーダースクールの企画会議や準備会、クリスマス会などに取り組んでいる。

b 対象 中学生以上21歳以下の団員

c 平成25年度実施状況 通年

d 交付対象事業への該当性

(a) 交付対象事業 リーダー養成・交流事業

(b) 該当理由 将来のスポーツ少年団を担う新たなリーダーの育成を目的とした事業であるため

e 予算額

(a) 予算額 200,000円 実績額 276,358円

(b) 参加料なし

(ウ) 京都市スポーツ少年団創設50周年記念スポーツイベント

a 内容 各種目のスポーツに親しむ全市のスポーツ少年団の団員が一堂に会し、広く団・種目を超えて交流を図っている例年の「スポーツカーニバル事業」の規模・内容を拡大し、著名なアスリートを招いての陸上教室やゲーム、種目代表者による 50 周年アピールなどを組み入れて実施した 50 周年記念イベントである。

(a) 各団の代表者による活動紹介、記念講演

(b) 陸上教室

(c) 食育教室

b 対象 スポーツ少年団に登録をした団員（小学生以上）

c 平成 25 年度実施状況

(a) 日程 平成 25 年 11 月 30 日（土）

(b) 場所 京都市こども体育館及び宝が池球技場

(c) 参加人数 約 1,200 人

d 交付対象事業への該当性

(a) 交付対象事業 各種目内・種目間交流事業

(b) 該当理由 種目交流を図ることを目的に、全市のスポーツ少年団が一堂に会し、開催されるスポーツイベントであるため

e 予算額

(a) 予算額 1,500,000 円 実績額 3,108,880 円

(b) 参加料なし

(I) 京都市スポーツ少年団創設 50 周年記念式典

a 内容 指導者の資質向上や交流等を図るために、例年行っている「指導者協議会総会」の内容を充実させ、著名人による講演会や 50 周年記念表彰等を組み入れて実施した、50 周年記念の式典事業である。

(a) 表彰式典（開会・50 周年感謝状、指導者協議会表彰）

(b) 記念講演

(c) 情報交換会

b 対象 スポーツ少年団の指導者登録をした指導者

c 平成 25 年度実施状況

(a) 日程 平成 25 年 12 月 8 日（日）

- (b) 場所 京都ブライトンホテル
- (c) 参加人数 約 200 人
- d 交付対象事業への該当性
 - (a) 交付対象事業 指導者養成・交流事業
 - (b) 該当理由 指導者を対象とした研修会やスポーツ少年団の活動に尽力された指導者への表彰を行う式典であるため
- e 予算額
 - (a) 予算額 3,000,000 円 実績額 1,683,067 円
 - (b) 参加料(予算額) 2,100,000 円 実績額 1,372,000 円
- (イ) 京都市スポーツ少年団創設 50 周年記念誌発行及び記念品配布
 - a 内容 広報・普及事業の一環として実施する, 50 周年を記念する記念誌及び記念品等の作成を予定している。
 - b 対象 全市の団員約 7,000 人と指導者 900 人(計 8,000 部程度を想定)
 - c 平成 25 年度実施状況 平成 25 年度末予定
 - d 交付対象事業への該当性
 - (a) 交付対象事業 広報・普及事業
 - (b) 該当理由 創設 50 周年を記念し, スポーツ少年団の歴史等をまとめた広報誌やスポーツ少年団の普及に係る記念品を配布するものであり, スポーツ少年団各団に周知を行うものであるため
 - e 予算額
 - (a) 予算額 200,000 円(記念誌作成)
2,500,000 円(記念品等作成)
 - (b) 無料で配布予定
- (カ) 平成 25 年度スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会
 - a 内容 指導者の資質向上のために講義や指導に係る基礎実践等を実施し, スポーツ少年団認定員資格を付与する事業である。
 - b 対象 平成 25 年度スポーツ少年団登録指導者及び平成 25 年度登録見込みの指導者
 - c 平成 25 年度実施状況

- (a) 日程 平成 26 年 2 月 22 日 (土) 及び 23 日 (日) (予定)
- (b) 場所 京都工業会館
- (c) 募集人数 50 人
- d 交付対象事業への該当性
 - (a) 交付対象事業 指導者養成・交流事業
 - (b) 該当理由 指導者の指導力向上に係る事業であるため
- e 予算額
 - (a) 予算額 500,000 円
 - (b) 参加料 (予算額) 100,000 円

平成 25 年度補助対象事業予算総額は 8,400,000 円,実績総額は 5,580,873 円(上記イ(ア)~(エ)。平成 25 年 12 月現在))である。

その他,平成 25 年度京都市スポーツ少年団予算書によると,積立金収入として 1,500,000 円(京都市スポーツ少年団創設 50 周年記念事業)がある。

ウ 本件補助の内訳

事業全体に対する総額として交付しており,補助金額 150 万円については,特に内訳を定めていない。

2 判断及び結論

(1) 始めに

ア 請求人の主張の要旨

本件請求は,スポーツ少年団の決算における支出内容にスポーツ広場・こども体育館駐車場管理運営として年間 50 万円余が掲載されているが,本件広場は,市が管理する施設であり,当該経費は架空のものと言え,繰越金を過少に示したものであるとし,実際の繰越金は過去の駐車場管理運営費用の累計を加えた金額になり,平成 24 年度包括外部監査によって本件補助金の交付の必要性について検討すべきと意見を付した内容よりもはるかに巨額の繰越金が発生していると考えられ,その交付の必要性は全く認められないとして,平成 25 年度以降の本件補助金の交付金に関し,制度の廃止又は差止め等を請求するものである。

イ 本件監査における論点

請求人は,当該経費を架空のものとして巨額の繰越金が発生していると考えられ,本件補助金を交付する必要性は全く認められないと主張するが,上記 1(1)ウ

(1)のとおり、補助金交付要綱第2条において、交付の対象等として別表に交付対象事業が規定されており、上記第3 3の関係職員の陳述のとおり、本件補助金は、いわゆる団体育成のための包括的な補助金ではなく、特定の事業の促進を目的とする事業補助金と解される。

したがって、本件監査では、本件補助金の交付の公益上の必要性の有無及び平成25年度の本件補助金交付についての違法性の有無が論点となると考えられる。

(2) 本件補助金の交付の公益上の必要性の有無について

ア 法第232条の2は、地方公共団体は公益上の必要があると認めるときは補助をすることができる旨を定めており、公益上の必要があるかどうかの判断については、地方公共団体の議会又は長の広範な裁量が認められている。しかし、当該裁量は全くの自由裁量ではなく、議会や長が行った公益上の必要性に関する判断に裁量の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と判断される。

そして、裁判例からすると、公益上の必要に関する判断に裁量の逸脱又は濫用があったかどうかは、補助金の交付目的、交付先団体の目的や活動状況、他の諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきものと解されている。

また、補助金交付条例においても、市長等は、法第232条の2の規定に基づき公益上の必要がある場合に限り交付することができるものであることに鑑み、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等の交付の目的及び効用、補助の対象となる事業の目的、性質及び実施状況、市の財政状況その他諸般の状況を総合的に考慮することとされている。

イ 本件補助金の交付目的等については、上記第3 3の関係職員の陳述並びに上記1の事実関係及び関係職員の説明の要旨から、次のとおり整理することができる。

(ア) 本件補助金の交付の目的

青少年の心身の健全な育成に寄与するスポーツ少年団の育成事業を支援することを趣旨として、補助金交付要綱が定められている。本件補助金の制度は、補助金交付要綱に基づき、各団活動の安定性や継続性を一層向上させ、意図的・積極的に指導者の資質向上や各団相互の連携・交流等の役割を担う、特定の全

市的事業を行ってもらうために、目的を限定して創設されている。

(イ) 本件補助金の交付の効用

本件補助金の交付によって、指導者の資質、役割、責務等を学ぶための講習会や情報交換等の取組が可能となり、各団活動の安定的・継続的な活動の推進等に役立っている。また、団員のリーダー養成や団員相互の交流事業等、青少年の自主的なスポーツ活動の奨励・促進等を図り、生涯スポーツへの基礎を形成する学校体育の充実・振興を補完する役割を担っている。

(ウ) 本件補助金の対象となる事業の目的及び性質

本件補助金の交付の対象となる事業は、スポーツ少年団リーダーの資質向上及び育成等を目的とする「リーダー養成・交流事業」、各種目における全市規模での大会や種目間の交流を目的とする「各種目内・種目間交流事業」、指導者を対象とした研修会、表彰、スポーツリーダー養成講習会の実施等を内容とする「指導者養成・交流事業」、スポーツ少年団の活動を広く周知することを目的とする「広報・普及事業」及び地域における美化清掃活動等を行う「地域貢献事業」である。

(エ) 本件補助金の交付先団体の目的、経緯及び活動状況

子供たちが安心して、安定的・継続的に、身近な地域でスポーツに親しむための条件を整えることを通して、スポーツ活動の充実・振興はもとより、青少年の健全育成を図ることを目指して、日本スポーツ少年団が昭和37年に、京都府スポーツ少年団と京都市スポーツ少年団など各府県、市町村が昭和38年に創設されている。

スポーツ少年団の活動は、市内の各地域に根差した市民ボランティアによる、地域の子供たちを対象にした自主的・自発的な野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、剣道、柔道等の各種のスポーツ活動である。

スポーツ少年団への登録は、大人が少なくとも1人が指導者となり、10人以上の子供さえ集めれば、年間を通して誰でも登録することができる、全国共通の開放的な制度であり、市では、約250の団体、約7,000人の子供たちが登録されている（平成25年12月現在）。

ウ 以上のとおり、本件補助金の交付目的及び効用、補助金の対象となる事業の目的及び性質並びに交付先団体の目的、経緯及び活動状況については、上記イのと

おりであり、それぞれの説明に不合理な点は見られない。

エ これらの事情を総合的に考慮すると、本件補助金の交付の公益上の必要性に関する判断について裁量の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(3) 平成 25 年度の本件補助金交付の違法性の有無について

ア 平成 25 年度の補助対象事業については、上記 1 の事実関係及び関係職員の説明の要旨から、次のとおり整理できる。

(ア) 京都市スポーツ少年団ジュニアリーダースクール

当該事業は、小学校 5 年生以上中学校 3 年生以下の団員を対象とした合宿形式での講義や野外活動であり、単位団及び将来の後継者育成等を目的としている。

(イ) リーダー会事業

当該事業は、中学生以上 21 歳以下の団員を対象とし、年間を通じて不定期に集まり、ジュニアリーダースクールの企画会議や準備会、クリスマス会など、スポーツ少年団に所属するジュニアリーダーが自主的・主体的な活動の企画・運営をすることを通じて、青少年リーダーの育成を図るとしている。

(ウ) 京都市スポーツ少年団創設 50 周年記念スポーツイベント

当該事業は、例年実施するスポーツカーニバル事業の規模・内容を拡大した 50 周年記念イベントであり、各種目のスポーツに親しむ全市のスポーツ少年団の団員が一堂に会し、各団の代表者による活動紹介、記念講演、各種教室を実施することで、広く団・種目を超えて交流を図っているとしている。

(エ) 京都市スポーツ少年団創設 50 周年記念式典

当該事業は、例年実施する指導者協議会総会の内容を充実させた 50 周年記念式典事業であり、指導者を対象とした表彰式典、記念講演及び情報交換を実施し、指導者の資質向上や交流等を図っているとしている。

(オ) 京都市スポーツ少年団創設 50 周年記念誌発行及び記念品配布

当該事業は、広報・普及事業の一環として、50 周年を記念する記念誌及び記念品等の作成を予定し、市の団員約 7,000 人及び指導者 900 人を対象に配布するものであるとしている。

(カ) 平成 25 年度スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会

当該事業は、スポーツ少年団登録指導者等を対象として、当該指導者の資質向上のための講義等を実施し、スポーツ少年団認定員資格を付与するものであるとしている。

イ 平成 25 年度の補助金交付については、上記 1 の事実関係及び関係職員の説明の要旨から、次のとおり整理できる。

(ア) 交付の申請

補助金交付要綱では、事業実施日の 14 日前までに、交付申請書に事業計画書、開催要項及び収支予算書を添えて行わなければならないとされており、平成 25 年度にあつては、平成 25 年 4 月 25 日付け（一番直近の対象事業実施日は平成 25 年 7 月 31 日）で申請がなされている。

(イ) 交付の決定

補助金交付要綱では、申請が到達してから 14 日以内に決定をするものとされているが、平成 25 年度にあつては、平成 24 年度の包括外部監査の結果を踏まえ、本件補助金支出の検討に時間を要し、また、住民監査請求が完結するまでの間、執行を保留しているため、現在までに交付決定を行っていないとしている。

(ウ) 決定の通知及び交付の時期

今後交付する場合、交付決定後、交付決定通知を行い、速やかに補助金支出を行うとしている。

(エ) 実績報告

補助金交付要綱のとおり、全ての補助対象事業の終了後、収支決算書及び事業報告書を添付して実績報告書が提出されるとしている。

また、補助内容への適合確認については、実施状況を実際に視察・確認するとともに、事業規模や内容、決算額等を確認し、必要に応じて支出書類等を点検し、補助事業の適正性等の審査を行うこととしている。

(オ) 本件補助金等の交付額の決定等

実施事業及び決算額を精査した後、交付額の確定を行うとしている。

ウ 以上のとおり、本件補助金の交付の対象とされる平成 25 年度のスポーツ少年団の事業については、上記アのとおりであり、補助金交付要綱の定める交付対象事業に該当するとする説明に不合理な点は見られない。

また、平成 25 年度の補助金交付については、現在のところ交付申請が行われただけで交付決定以降の手続がなされていない状況であるが、今後、交付手続が進められ、説明のとおりの手続が確実に執行される限りにおいては、本件補助金の交付が補助金交付条例、補助金交付要綱の規定に違反する事実は認められない。

エ なお、平成 25 年度の交付の対象となる事業の支出総額（予算）は 8,400,000 円であり、これらの事業に係る収入総額（予算）は 3,860,000 円（参加料総額 2,360,000 円、積立金（京都市スポーツ少年団創設 50 周年記念事業）1,500,000 円）であり、その収支の差額が 4,540,000 円となることから、その交付決定に伴う必要な経費相当額の算定が 1,500,000 円を超える限りにおいては、平成 25 年度において 1,500,000 円を交付予定額とすることが違法となるものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件補助金の交付について、これを違法又は不当とする事由を見出すことはできない。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

第 5 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長及び教育委員会に対し、次のとおり意見する。

意見

本件監査では、本件広場の運営管理を運営委員会に委託していることについて、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実を対象とするものとは認められず、これを却下したところであるが、本件監査における関係職員の陳述で述べられたとおり、スポーツ少年団に登録していない、一般の小・中学生等も本件広場を使用できるように、具体的な手続を定め、適正に許可手続等を行い、運動施設条例に基づく適切な管理運営を行うよう、速やかに見直しを図られたい。

また、平成 25 年度の本件補助金の交付については、今後なされるところであるが、スポーツ少年団から提出された予算書における予算額と既に実施された事業の実績額について、かい離が大きいものが見受けられる。本件監査において関係職員が説明したとおり、交付決定に際しては、必要な経費相当額を算定するとともに、実績報告に伴う事業内容、決算額等の確認に際しては、決算書の内訳書や、支出関係書類、領収書等必要な書類の提出を求めたうえ、十分な点検をし、補助事業の内容をはじめ、補助交付予

定額，交付決定額等金額の適正性の審査を行い，補助金交付条例，補助金交付要綱等に沿った適正な交付事務を確実に行われたい。

さらに，補助金交付要綱第3条では，交付対象事業として認める各事業に係る実費を本件補助金の額としているが，実際の補助金交付に当たっては，特に内訳を定めず，事業全体に対する総額として交付しているとの説明がなされ，また，交付申請や実績報告についても，これまでは補助対象となる事業だけでなく，その他の事業も含んだスポーツ少年団の予算書や決算書の提出を受け付けるなど，提出資料だけでは，具体的な補助対象事業の把握をはじめ，当該事業ごとの算定根拠や経費の内容等の把握も十分できず，特定の事業を促進する事業補助金であることが判然としないため，交付目的や交付金額等に応じた規模や内容での事業の実施が確認，点検できるよう，補助金交付手続の透明性の確保に向けた改善を図られたい。

（監査事務局）